

第4章 実施計画

1. 無電柱化優先整備路線の決定

無電柱化事業は、多額の費用や長い期間を要することから、無電柱化対象路線の中から重要度や実現性を評価し、優先的に推進する路線を無電柱化優先整備路線（表 4-1）と位置づけ、重点的に整備を進めます。

また、取組姿勢にもある「新設電柱は増やさない」ことを実施するため、藤沢市が施行する道路事業や土地区画整理事業等、また、藤沢市以外が施行する市街地開発事業等が実施される場合でも、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等と連携して、積極的に実施に向けた検討を行い、優先的に無電柱化を推進します。

2. 無電柱化推進計画の期間

2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間

3. 無電柱化優先整備路線以外の対応

無電柱化優先整備路線以外の路線については、国・県の無電柱化推進計画の動向や社会情勢の変化に注視し、これまでに地域から無電柱化の要望を受けている路線（片瀬中学校周辺の道路、辻堂海浜公園周辺の道路等）や新たな街路事業等の進捗状況に応じて優先度の見直しを行うなど、継続して検討を行います。

表 4-1 無電柱化優先整備路線

路線名		区間		路線 延長	選定 指標
街路新設事業等					
1	藤沢 652 号線 (藤沢石川線)	始点	藤沢四丁目 1 番 1 地先	360m	① ③
		終点	本藤沢七丁目 3 番 1 地先		
2	すばな通り(片瀬 322 号線 他 2 路線)	始点	片瀬海岸一丁目 2931 番 34 地先	640m	② ③
		終点	片瀬海岸一丁目 2608 番 1 地先		
3	高倉下長後線	始点	高倉地内	1,010m	① ②
		終点	長後地内		
村岡新駅周辺地区整備事業					
4	村岡新駅南口通り線	始点	弥勒寺字後河 4 番 1 地先	350m	① ②
		終点	宮前字河内 150 番 1 地先		
5	区画道路 (12m)	始点	村岡東一丁目 3 地先	200m	① ②
		終点	村岡東一丁目 14 地先		
6	藤沢村岡線	始点	村岡東一丁目 5-1 地先	400m	① ②
		終点	村岡東二丁目 20-9 地先		
健康と文化の森地区土地区画整理事業					
7	(仮称)遠藤葛原線	始点	遠藤 6528 番地先	330m	① ②
		終点	遠藤 6599 番 14 地先		
8	区画道路	始点	遠藤 4489 番 94 地先	1,150m	① ②
		終点	遠藤 6599 番 15 地先		
9	辻堂駅遠藤線	始点	遠藤 6599 番 14 地先	310m	① ②
		終点	遠藤 5990 番地先		
10	高倉遠藤線	始点	遠藤 6599 番 14 地先	740m	① ②
		終点	遠藤 3543 番 3 地先		
11	遠藤宮原線	始点	遠藤 4303 番 1 地先	180m	① ②
		終点	遠藤 6599 番 14 地先		

※選定指標 ①：都市防災機能の向上
 ②：歩行空間の安全性・快適性の確保
 ③：良好な景観形成

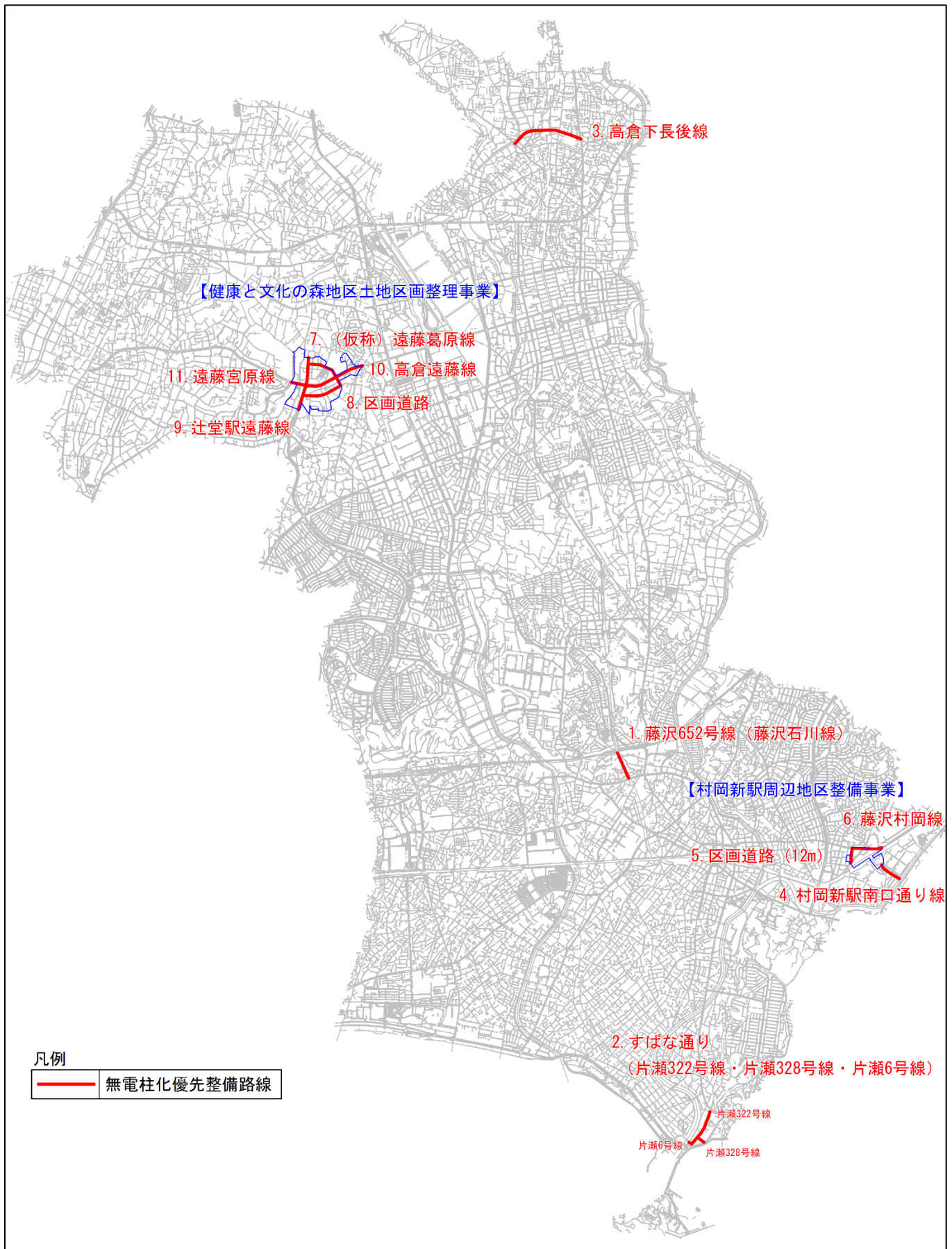


図 4-1 無電柱化優先整備路線図